

香芝市告示第116号

香芝市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）第6条第1項ただし書の市長が定める額は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、1万2千円とし、令和4年1月1日から施行する。

令和3年12月27日

香芝市長 福岡憲宏